

# 砺波市ソフトボール協会規約

## 第1章 名称及び事務局

- 第1条 本協会は砺波市ソフトボール協会と称する。  
本協会は富山県ソフトボール協会に加盟し、その砺波支部としての責務を負い権限を有する。
- 第2条 本協会の事務局は会長の指定する場所におく。
- 第3条 本協会は(財)砺波市体育協会に所属し、協会としての責務を負いその権限を有する。

## 第2章 目的及び事業

- 第4条 本協会はアマチュアスポーツとして正しいソフトボールを市民全体に普及し、その健全な発展を図るとともに、ソフトボールを通し地域スポーツの振興とコミュニケーションの発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 本協会は第2章第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 富山県ソフトボール協会の主催または後援する全国的・地方的ソフトボール大会の県予選の主催または後援
  2. 前項以外の本協会独自のソフトボール大会の主催または後援
  3. 県主催の大会等へ選手・役員の派遣並びに後援
  4. ソフトボールの普及発展及び競技力向上に関する研究指導
  5. 指導者の養成並びに指導技術の向上に関する研修を行い、一貫した指導体制を築く。
  6. 審判員の養成並びに審判技術の向上に関する研修指導
  7. その他、本協会の目的達成に必要な事業

## 第3章 役員・理事並びに審判部員

- 第6条 本協会には次の役員を置く。  
会 長 1名、副 会 長 若干名、理 事 長 1名、副理事長 若干名  
常任理事 若干名 審判部長 1名、副審判部長 若干名、事務局長 1名  
事務局次長 若干名、事務局員 若干名、監 事 2名
- 第7条 本協会に顧問を置くことができる。
- 第8条 役員は総会で選出する。
- 第9条 顧問は役員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 第10条 役員職務は次による。
1. 会長は本協会を代表し、会務を総括する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代行する。
  3. 理事長は常任理事を代表し、会長の命を受けて会務を執行する。
  4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があったときは、その職務を代行する。
  5. 常任理事は本協会の会務を審議する。
  6. 審判部長は審判に関する事項及び大会の運営にあたり、会長の命を受けて会務を執行する。
  7. 副審判部長は審判部長を補佐し、審判部長に事故があったときは、その職務を代行する。
  8. 事務局長は会長の命を受けて会務を処理する。
  9. 事務局次長は事務局長を補佐し、事故があったときは、その職務を代行する。
  10. 監事は会計と運営を監査する。
- 第11条 役員任期は2カ年とし、再任は妨げない。  
補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第12条 本協会に理事を置く。理事は会長の推薦及び登録チームより1名を選出し会長が委嘱する。
- 第13条 本協会に審判部員を置く。審判部員は会長が委嘱する。

## 第4章 会 議

第14条 本協会に次の会議を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 理事会
4. 審判部会

第15条 総会は役員と理事をもって構成し、会長がこれを召集し議長となる。

第16条 役員会・理事会・審判部会は、会長・理事長・審判部長が必要と認めた場合に会長がこれを召集する。

第17条 総会は次の事項を審議する。議決は出席者の過半数の賛同を得なければならない。

1. 事業計画及び予算
2. 事業報告及び決算
3. 役員を選出
4. 規約の改廃
5. その他必要な事項

第18条 役員会は次の事項を処理する。

1. 本協会の事業に関すること。
2. 急を要し先決を必要とする。
3. 予算の適正執行に関すること。
4. その他、本協会運営に必要な事項

第19条 理事会は役員と理事をもって構成し、次の事項を審議する。

1. 本協会の事業に関すること。
2. その他、本協会運営に必要な事項

第20条 審判部会は役員と審判部員をもって構成し、次の事項を審議する。

1. 各種大会の運営に関すること
2. 審判員としての技術の向上に必要な事項
3. 審判に関する一切の権限に関すること
4. 審判技術の普及及び指導育成

## 第5章 加盟及び脱退

第21条 会員となるチームは、本協会の定める登録用紙により事務局まで申し込まなければならない。

第22条 チームの登録は年度登録とし、参加する大会の前日まで完了しなければならない。尚、追加登録も認める。

第23条 チームは次の事項の一つに該当するときは、その資格を失う。

1. 自ら脱退の意思を表明したとき
2. 除名の処置をとられたとき
3. 第4条に定める事項に不適格と認められたとき

## 第6章 登録料及び参加料

第24条 本協会に加盟するチームは、年間登録料を納入するものとする。

第25条 本協会の登録料は登録時に納入する。

第26条 本協会の主催する各種大会に参加するときは、参加料を納入するものとする。

## 第7章 会 計

第27条 本協会の会計は、次に掲げるものをもってあてる。

1. 登録料
2. 参加料
3. 助成金
4. 寄付金
5. その他

第28条 本協会の会計年度は、毎年3月1日から翌年の2月末日までとする。

## 第8章 そ の 他

第29条 本協会の会則を施行するために、別に規則を定めることができる。

## 第9章 附 則

本会則は平成16年11月27日より施行する。